審議会等の会議の概要の記録

会議の名称	甲州市要保護児童対策地域協議会
開催日時	令和８年７月３０日　１３時３０分～　１４時３０分
開催場所	甲州市役所本庁舎 ２階　第一会議室
議題	(1)令和７年度 甲州市における児童虐待相談対応状況について (2)関係機関からの報告
出席委員	小林潤哉委員、小林賢也委員、風間謙委員、渡辺千奈美委員、 若尾かおみ委員、天野真由美委員、大澤すみ子委員、 岡理恵委員、土橋美和委員
会議の公開又は非公開の区分	公開
会議を一部公開又は非公開とした場合の理由	
傍聴人の数	０人
審議概要	別紙会議録のとおり
事務局に係る事項	出席者 健康増進課（武藤課長）、教育総務課長（清水課長） 子育て支援課７名 （奥山課長、山本リーダー、日原、保科、矢澤、谷藤、青柳）
その他	

会議録

内容	発言内容・決定事項等
１、開会 ２、会長あいさつ ３、自己紹介 ４、要保護児童対策地域協議会について	○事務局より開会のあいさつ ○土橋会長よりあいさつ 委員、事務局の自己紹介 ○事務局より説明。 ○要保護児童対策地域協議会とは 虐待を受けているこども等を早期に発見して適切な保護や支援を行うためには、こどもに関わる多くの関係機関が、情報を適切に共有し、連携を取ることが必要不可欠です。 保護が必要な児童に関して、関係機関同士が情報交換・情報共有と支援の協議を行うための機関として「要保護児童対策地域協議会（要対協）」が位置付けられており、地方公共団体は、この「要対協」を設置するよう努めなければならないとされています（児童福祉法第25条の２）。 「要対協」を設置した地方公共団体は、「要対協」の事務を総括するとともに関係機関との連絡調整を行い、支援対象児童に対する支援の実施状況を把握するための「要保護児童対策調整機関」を指定することとされており、甲州市では子育て支援課こども家庭相談担当（甲州市こども家庭センター）が調整機関に指定されています。 ○甲州市要保護児童対策地域協議会の構成（三層構造） ① 代表者会議（市附属機関としての甲州市要保護児童対策地域協議会） 児童虐待対策事業の推進と関係機関との総合的な調整を目的として、警察・教育・医療・地域・行政など関係機関の代表者を委員に委嘱しており委員任期は２年間。実務者会議が円滑に行われるための環境整備を行います。原則年に１回の開催となっています。 ② 実務者会議 要保護・要支援児童のすべてを対象として、関係機関相互の円滑な連携のため定期的な情報交換や児童の現状の確認、支援方針や役割分担に関する協議を行っています。昨年度は計８回開催しました。

	③ 個別ケース検討会議 個別の要保護児童等について、直接支援に関わる関係者が随時集まって、危険度や緊急度の判断や具体的な支援策を検討します。昨年度は計 69 回開催しました。 〇要保護児童対策地域協議会における支援の対象 要保護児童、要支援児童、特定妊婦についてリスクを評価し、その評価に応じた関係機関にご協力いただき対応しています。(リスク評価については別紙参照) 甲州市では要保護・要支援児童が１９０件ほどケースとして登録されています。詳細につきましては後ほど説明いたします。 〇要対協参加者の情報共有と守秘義務 要保護児童を発見した者は、これを市町村や児童相談所等へ通告しなければならず、守秘義務に関する法の規定は、この通告を妨げないものとされています（児童福祉法第 25 条ほか)。 要対協は、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対して資料や情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができ、関係機関はこの求めに応じるよう努めることとされています（児童福祉法第 25 条の 3)。 また、要対協を構成する関係者は、協議会の職務に関して知りえた秘密を漏らしてはならないとされています（児童福祉法第 25 条の５)。
５、議事	〇事務局より資料に沿って説明。
（1）令和７年度甲州市における児童虐待相談対応状況について	〇令和７年度 甲州市における児童虐待相談対応状況 新規の児童虐待相談対応件数について、甲州市では令和７年度は８５件となりました。甲州市 18 歳未満人口の約２．５％となっています。令和３年度はコロナ禍の影響で対応件数が減少していますが、その後は増加傾向にあります。甲州市では母子保健と児童福祉がより一層一体的な支援が行えるよう、令和６年度にこども家庭センターを設置しました。母子保健での妊娠期からの面談、家庭訪問、乳幼児健診を行う中で気がかりな家庭をアセスメントし、児童福祉と連携することで対応件数が増加したものと思われます。 経路別の相談件数について、甲州市では自市町村（健康増進課や教

	育総務課など他課からの通告）が多くなっています。こちらもこども家庭センターが設置されたことで健康増進課からの通告が多くなっています。次に学校や保育所等からの通告が多くなっています。こども家庭センターでは市内外の学校、保育園、幼稚園への定期的な訪問を年に１回行っています。共通のアセスメントツールを活用しながら情報共有も行っています。学校訪問以外にも電話等で定期連絡を行い連携を図っています。日ごろからの連携とアセスメントツールを活用することで新規相談につながったものと思われます。 主たる虐待者については実母、実父、実父実母双方の順となっており、お子さんと過ごす時間の多く養育の負担のかかりやすい実母からの虐待につながっている可能性が高いことをケース対応の中で確認しております。負担軽減となるサービスの提案をしながら支援しています。 内容別相談件数については、ネグレクトが最も多くなっています。 被虐待児童の年齢については、０歳から３歳未満が最も多くなりました。母子保健の支援や保育所との連携の中から具体的な生活実態を把握しやすいことからネグレクトの件数が多くなったと思われます。年齢構成については市や県全体のデータからも未就学のお子さんが被害を受けやすい傾向にあることが読み取れます。 虐待要因については特になしが多く、お子さんには要因が少ないことが分かります。 虐待者に関する要因について、不適切な育児知識・技術や育児姿勢、精神疾患及び疑いの割合が多くなっています。 不適切な育児知識・技術や育児姿勢につきましてはこども家庭センターの職員が面談、家庭訪問を行いお子さんや家庭状況をアセスメントし、必要な支援につなげています。母子保健ではすこやか親子相談、すくすく学級・育児学級で具体的な相談を受けています。児童福祉では子育て世帯訪問事業、子育て短期支援事業といった家庭にヘルパーさんが入ったり、お子さんを短期間施設で預かるショートステイの利用を提案しています。 精神疾患が要因となっていることも多くなっていますのでかかりつけの医療機関や福祉総合支援課と連携しながら支援を行っています。 家族の社会的状況・経済状況について、複雑な家族構成や社会的に孤立した家庭が多くなっています。特になしも多くなっていますが課題のない家庭でも虐待が起きていることが読みとれます。 こども家庭センターがご家庭と関係性を築きながら悩みや課題を抱

	える家庭が孤立せずに、身近な支援者を増やせるよう支援を行っています。 （意見・質問） ○山梨県峡東教育事務所 資料２で示している共通のアセスメントツールは、各学校に周知しているのでしょうか。また、ツールは何を使用していますか。 ○事務局 こども家庭庁から発出されている「気づきのポイント情報提供ツール」を使用しています。学校訪問時にツールについて説明し、情報提供を依頼しています。 ○山梨県女性相談支援センター 虐待要因を分析したものがあれば教えていただきたい。 ○事務局 具体的なクロス集計での分析はしていませんが、虐待要因はケースバイケースでありますので、困っていることを支援するという姿勢で、寄り添いながら適切な支援につなげていきたいと思います。 ○日下部警察署 市で行っている「短期支援事業」について、事前申請をしないと利用できない事業でしょうか。警察は夜間扱うことが多いので、急な対応でも可能であれば利用したいと思います。 ○事務局 この事業は委託事業となっており、事前に申請をいただき、委託事業者の施設等との調整が必要なため緊急時の対応は難しいです。緊急時は児童相談所に相談し、対応を検討することとなります。
（２）関係機関からの報告	○山梨県峡東教育事務所 山梨県の SSW（スクールソーシャルワーカー）活用事業により、今年度、峡東地域の SSW は 3 名から 6 名に増員となりました。 毎年 10 月に実施している不登校児童・生徒の実態調査では、4 割がどこの支援にもつながっていないという結果が出ています。SSW という職種がいることを聞いたことがない人も多く、学校で支援する

	にしてもその家族が SSW を知らないことがあります。実務者会議では市や関係機関が連携し、支援のための施策を検討していますので、今後も様々な情報を共有し、解決していきたいと思います。 ○山梨県女性相談支援センター 最近では男性からの相談も来るようになりました。 警察と連携した支援も行っていますが、親子での一時保護も多くなっています。お子さんに対する学習支援、未就学児には保育士を依頼するなどの工夫をして対応しています。 4 月から母子相談支援員が 4 名から 5 名となりました(正職員 3 名)。心理職も以前は兼務でしたが 4 月から専属の職員となりました。 20 代以下の若年層を中心に、SNS を利用した相談も増えています。AI に相談した後に、AI にこちらの施設を紹介され相談を受けることもあり、状況の変化を感じています。 ○山梨県男女共同参画推進センター センターでは DV や虐待相談対応をしていますが、シェルターを持たないので、センターの強みである連携という部分を強化しているところです。 トラウマ、コントロールに苦しんでこどもにイライラをぶつけ、それが虐待につながっています。本人からの相談だけでなく、市や相談員からも連絡をいただきたいと思います。
（3）その他	○甲州市民生委員児童委員連絡協議会児童福祉部会 市で行っているファーストスプーン事業について、民生委員・児童指導員で希望した方の自宅へ訪問していますが、訪問の際に支援につなげるために家庭環境が見れたら良いと思っています。民生委員さんが申請時に記載された電話番号へ電話していますが、連絡が取れない方がおり、かなり苦労されています。 スプーンを渡せない場合には社協に連絡していますが、その後、市ではどのような対応をしているのでしょうか。申請から受け取りまでの流れを整理できたらいいと思います。 ○健康増進課長 ファーストスプーンは社協へ委託している事業ですが、直接母親に会う機会がないため、市へ出生届を提出する際に申請していただいています。申請の際に民生委員さんから電話があるので、知らない電話番号でも応答していただくよう伝えています。スプーンを渡せ

	ている方は、こどもを迎える準備ができており、虐待リスクは低いと考えられますが、不安を抱えているケースも多いです。連絡が取りにくい方については、社協と相談しながら再度連絡（ハガキや電話）することや、支援センターやサロンに来ていただくなどの工夫をしたいと思います。 また、ファーストスプーン事業に申請しない方は、その時点でハイリスクだと思われますので、健康増進課で健診時や予防接種の際に状況を確認しています。
６、閉会	○事務局より閉会のあいさつ